

※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区分	管 理 番 号	申告区分
			/		
法 人 名				法人番号	
				事 業 度	令和 年 令和 年
				年	年 月 月
				月	月 日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資金等の額の計算

付加価値額の計算										資本金等の額の計算									
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2若しくは下表3又は別表5の2の3②、 別表5の2の3◎若しくは別表5の2の3◎	⑫	兆	十億	百万	千	円					
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4⑬	②						当該事業年度の月数	⑬						月				
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5⑭	③						$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭										
	収益配分額 $(① + ② + ③)$	④						控除額 別表5の2の3⑨、別表5の2の3◎若しくは 別表5の2の3◎又は別表5の2の4⑩	⑮										
	単年度損益 第6号様式⑥又は別表5⑪	⑤						差引 $(⑪ - ⑮)$	⑯										
	付加価値額 $(④ + ⑤)$	⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰										
	収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④+⑤}$	⑦					%	$\frac{[⑯のうち1,000億円を超える] \times 50}{[5,000億円以下の金額] \times 100}$	⑱										
	雇用安定控除額 $\frac{④ \times 70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	$\frac{[⑯のうち5,000億円を超える] \times 25}{[1兆円以下の金額] \times 100}$	⑲										
	雇用安定控除額 $(① - ⑧)$	⑨						仮計 $(⑯ + ⑰ + ⑲)$	⑳										
	雇用者給与等支給増加額 別表5の6⑩又は別表5の6の2⑪	⑩						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑										
課税標準となる付加価値額										国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒								
										計 $(㉑ + ㉒)$	㉓								
										課税標準となる資本金等の額 $(㉓ \times ㉔)$	㉔	兆	十億	百万	千	円			

2. 資本金等の額の明細